

労災保険給付業務における社会保障・税番号制度への
対応に係る Q & A

1 総論

Q 1 労働基準監督署においては、個人番号の漏えいが生じないよう、
厳重な対応をしているのか。

(答)

- 労働基準監督署における個人番号の管理については、
 - ・ 届出書類については、厳重な管理・保管を行う
 - ・ システムでの管理については、個人番号の流出が起こらないようセキュリティを強化することとしており、個人番号の漏えいが生じないよう厳重な管理を行っていきます。

Q 2 労災保険の手続について、個人番号を労働基準監督署に提出する
法的根拠は何か。

(答)

- 番号法別表第 1 及び別表第 1 の主務省令※において、労災保険の年金給付（以下「労災年金」という。）の支給などに関する事務において、個人番号を利用することができることとされています。
- また、番号法第 14 条において、個人番号利用事務等実施者（労働基準監督署）は、本人に対し個人番号の提供を求めることができることとされています。
- これらの規定により、労災保険の障害（補償）給付などの請求に際し、個人番号の提出を求めることとしています。

※ 別表第 1 の主務省令…行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第 5 号）

2 個人番号

Q 3 労災保険給付業務に番号制度がなぜ必要なのか。

(答)

- 番号制度においては、行政機関が個人番号をキーとして情報連携を行うことにより、国民が社会保障や税に関する諸手続を行う際の負担の軽減を図ることとしており、労災保険給付業務における行政事務の効率化や国民の負担の軽減を図ることで、労災保険制度の適正な運営に資するためです。
- なお、個人番号は、その利用範囲が番号法において限定的に定められ、「社会保障、税及び災害対策に関する事務」でのみ利用できることとなっており、労災保険給付業務についても番号法第9条の別表第1において、労災年金の支給などに関する事務に個人番号を利用することが規定されています。

Q 4 番号制度の導入に伴い、労災保険給付業務はどのように変わるのか。

(答)

- 番号制度の導入に伴い、労災保険給付業務について、平成 28 年 1 月より、順次、他の行政機関等との間で情報連携を行うことにより、効率的な業務運営を行うとともに国民の負担の軽減化を図ることとしています。
- 具体的には、
 - ・ 住民基本台帳ネットワークへの情報照会により労災年金の手続における住民票の写しの添付省略（H28. 1 予定）
 - ・ 日本年金機構への情報照会により労災年金の手続における厚生年金等の支給額がわかる書類の添付省略（時期未定）
 - ・ 労災年金給付業務の適正化などを行うこととしています。

Q 5 個人番号を記載して提出する労災保険の手続はどのような手続があるか。また、個人番号によりどのような手続で添付書類が省略されるのか。

(答)

○ 個人番号を記載して提出する労災保険の手続としては、次の手続があります。

- ・ 障害補償給付支給請求書（告示様式第 10 号）
- ・ 遺族補償年金支給請求書（告示様式第 12 号）
- ・ 遺族補償年金、遺族年金転給等請求書（告示様式第 13 号）
- ・ 傷病の状態等に関する届（告示様式第 16 号の 2）
- ・ 障害給付支給請求書（告示様式第 16 号の 7）
- ・ 遺族年金支給請求書（告示様式第 16 号の 8）
- ・ 年金たる保険給付の受給権者の住所・氏名 年金の払渡金融機関等変更届（告示様式第 19 号）

○ なお、個人番号を記載した請求書などを提出する際には、個人番号カードや通知カード及び運転免許書などの本人確認書類が必要です。

○ また、個人番号を提出することにより添付書類が省略される主な手続は、次のとおりです。

[住民基本台帳ネットワークへの情報照会で添付書類が省略できる手続]

- ・ 未支給の保険給付支給請求書（告示様式第 4 号）
 - 受給権者の死亡の事実を証明することができる書類
- ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告（障害用）（告示様式第 18 号（1））
 - 住民票の写し
- ・ 年金等受給権者死亡届（年金申請様式第 6 号）
 - 受給権者の死亡の事実を証明することができる書類

[日本年金機構への情報照会で添付書類が省略できる手続]

- ・ 障害補償給付支給請求書（告示様式第 10 号）
- ・ 遺族補償年金支給請求書（告示様式第 12 号）
- ・ 遺族補償年金、遺族年金転給等請求書（告示様式第 13 号）
- ・ 傷病の状態等に関する届（告示様式第 16 号の 2）
- ・ 障害給付支給請求書（告示様式第 16 号の 7）
- ・ 遺族年金支給請求書（告示様式第 16 号の 8）
- ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告（障害用）

（告示様式第 18 号（1））

- ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告（遺族用）

（告示様式第 18 号（2））

- ・ 年金たる保険給付の受給権者の定期報告（傷病用）

（告示様式第 18 号（3））

→ 以上の手続について、厚生年金等の支給額等がわかるもの

Q 6 労災保険の手続において事業主はどのように関わるのか。

(答)

- 労災保険の手続で個人番号を用いるものは、個人が行う労災年金の請求などだけであり、事業主は、労災保険の手続に関して番号法上の個人番号関係事務実施者^{※1}とはなりません。
 - そのため、事業主は、個人番号を従業員から取得する際の利用目的に労災保険の手続を含めることはできず^{※2}、労災保険の手続のために、個人番号を収集、保管することはできません。
 - なお、「収集」には閲覧することは含まれていないため、労災年金の請求書の事業主証明欄に記載するに当たり、個人番号を見ることは問題ありませんが、個人番号を書き写したり、コピーを取ったりすることなどはできません。管理上、請求書の写しが必要な場合には、個人番号の部分の復元できない程度にマスキング又は削除することが必要です。
 - また、労災年金の請求は、法令上、請求人（労働者又はその遺族）が所轄の労働基準監督署に直接提出することとなっていますが、請求人自ら手続を行うことが困難な場合については、事業主が請求人から委任を受け、請求人の代理人として、個人番号を取り扱うことは可能です。
 - その際には、①委任状など代理権が確認できる書類、②代理人の身元確認書類、③通知カード等の本人の番号確認ができる書類の提示又は写しの添付が必要となります。この場合であっても、事業主は、請求書の作成や提出の手続で個人番号を利用する必要がなくなった場合、個人番号を速やかに廃棄または削除する必要があります。
- ※1 「個人番号関係事務実施者」とは、法令や条例に基づき、労働基準監督署などの個人番号利用事務実施者に個人番号を記載した書面の提出などを行う者のことです。
- ※2 仮に既に就業規則等に労災保険の手続を利用目的に含めて個人番号を収集することとしている場合には、速やかに就業規則等を変更する必要があります。

Q 7 社会保険労務士が労災年金の請求書の作成や提出など手続を行う場合があるが、その取扱いについて変更はあるか。

(答)

- 社会保険労務士が、労災年金の請求人（労働者又はその遺族）に代わって、番号法上の代理人として個人番号を取り扱い、これまで同様、労災年金の請求書の作成や提出など手続を行うことは可能です。
- その場合は、①代理権の確認、②代理人の身元確認、③本人の番号確認を受けることが必要となりますが、請求書などの様式に追加される委託関係を確認するためのチェックボックスにチェックが入っており、社会保険労務士記載欄に記載があれば、①の確認のために別途書類の提示又は写しの添付をする必要はありません。また、②については、社会保険労務士証票を提示してください。なお、③については、請求人の通知カードの写しを添付することなどが必要です。
- この場合、請求書の作成や提出の手続で個人番号を利用する必要がなくなった場合、個人番号を速やかに廃棄または削除する必要があります。ただし、管理上、請求書の写しが必要な場合には、個人番号の部分を復元できない程度にマスキング又は削除した上で保管することは可能です。
- なお、雇用保険や厚生年金保険の手続と異なり、労災保険の手続においては、事業主は個人番号関係事務実施者とはならないため、事業主から労働社会保険諸法令に関する事務の委託を受けた社会保険労務士も、労災保険の手続においては、個人番号関係事務実施者とはなりません。

Q 8 平成 28 年 1 月以降、個人番号記載欄を追加する様式に改正されるが、その場合、旧様式の使用は可能なのか。

(答)

- 旧様式についても使用可能です。
- ただし、旧様式と併せて個人番号の届出は必要となります。

※ [マイナンバー制度について、よくあるご質問への回答は内閣官房ホームページのFAQ を参照してください。](#)